

蕨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

蕨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年蕨市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 11 月 26 日提出

蕨 市 長 賴 高 英 雄